

## 定款における主な変更点

### 1 個人正会員の加入を認めることとしたこと

\* 変更理由

当センターの目的及び事業から考えて、個人正会員を排除しなければならない理由はないことによる。

\* 対応する定款の条文

(会員の種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 3 種とし正会員をもって民法上の社員とする。

( 1 ) 正会員 コンピュータネットワークに関する運用技術、知識、経験等を有するものであって、この法人の目的に賛同し、この定款の定めるところにより入会を承認された個人又は団体(以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という)

注 1 個人正会員及び団体正会員とも、入会のための資格を制限できるようにしている。

注 2 個人正会員の入会金及び会費は、団体正会員と同一とする。参加組織数を持たない個人正会員の参加組織数は 0 である。

### 2 役員の任期を約 1 年間延長したこと

\* 変更理由

設立の遅れに伴い、設立当初の役員の任期が著しく短い、または全くない状態となることを避ける。

設立当初の役員の任期は通常 1 年以上あるべきであるという主務官庁の指導による。

\* 対応する定款の条文

附則

2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成 9 年度の決算に関する通常総会の終結のときまでとする。